

公立義務教育諸学校の学級編制及び教職員定数に関する法律

(学級編制の標準)

資料 No. 3

第三条 公立の義務教育諸学校の学級は、同学年の児童又は生徒で編制するものとする。
ただし、当該義務教育諸学校の児童又は生徒の数が著しく少いかその他特別の事情がある場合においては、政令で定めるところにより、数学年の児童又は生徒を一学級に編制することができる。

- 2 各都道府県ごとの、公立の小学校又は中学校(中等教育学校の前期課程を含む。)の一学級の児童又は生徒の数の基準は、次の表の上覧に掲げる学校の種類及び同表の中欄に掲げる学級編制の区分に応じ、同表の下欄に掲げる数を標準として、都道府県の教育委員会が定める。
- ただし、都道府県の教育委員会は、当該都道府県における児童又は生徒の実態を考慮して特に必要があると認める場合については、この項本文の規定により定める数を下回る数を、当該場合に係る一学級の児童又は生徒の数の基準として定めることができる。
- 学級編制の基準は、都道府県教委が定めるものであり、国の標準を下回る人数での学級編制も可能である。(下記一覧表参照)
- 新潟県においては、小学校5年生～中学校3年生では下限25人の規定がある。

学校の種類	学級編制の区分	一学級の児童又は生徒の数
小学校	同学年の児童で編制する学級	40人 ※新潟県小学校1・2年生で32人以下、小学校3年生～35人以下
	二の学年の児童で編制する学級	16人(第一学年の児童を含む学級にあつては、8人)
	学校教育法第八十一条第二項及び第三項に規定する特別支援学級	8人
中学校(中等教育学校の前期課程を含む。)	同学年の生徒で編制する学級	40人 ※新潟県では全学年で35人以下
	二の学年の生徒で編制する学級	8人
	学校教育法第八十一条第二項及び第三項に規定する特別支援学級	8人